

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5302 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 9月 2日 水曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

相続税の納税義務者の範囲の改正

Q：相続税や贈与税の納税義務者の範囲が改正されたとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

国外転出時課税制度の創設に伴い、次のように納税義務者の範囲が見直されました。

- ① 国外転出時課税制度の適用があり、納税猶予の期限の延長をうけている個人が死亡した場合又は財産を贈与した場合は、その個人は相続若しくは遺贈又は贈与前5年以内のいずれかの時において日本国内に住所を有していたものとみなすこととされましたので、その取得したすべての財産は、相続税又は贈与税の対象に含まれることとなります。
- ② 贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合に納税猶予の適用を受ける者から贈与により財産を取得した受贈者又はその納税猶予の適用を受ける相続人が死亡した場合又は財産の贈与をした場合には、その受贈者又は相続人は、相続若しくは遺贈又は贈与前5年以内のいずれかの時において日本国内に住所を有していたものをみなすこととされました。ただし、その受贈者又は相続人がその特例にかかる贈与又は相続若しくは遺贈前5年以内に日本国内に住所と有していたことがない場合は、この限りではありません。

